告示

○文部科学省告示第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月三日

文部科学大臣　下村　博文

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一学士、修士及び博士の項、専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）の項及び短期大学士の項中「保健衛生学関係」を「保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」に改め、同表備考中「当たっては」の下に「、既設の学部等の廃止を伴い、かつ」を、「半数以上が」の下に「当該」を、「占められる」の下に「こと等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる」を加える。

別表第二高等専門学校の学科の項中「保健衛生学関係」を「保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」に改め、同表備考中「当たっては」の下に「、既設の学科の廃止を伴い、かつ」を加え、「又は開設」を削り、「半数以上が」の下に「当該」を、「占められる」の下に「こと等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第十六号

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月三日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3月1日」を「10月1日」に、「前年度の5月1日」を「前々年度の3月1日」に改める。

別表第2中「3月1日」を「10月1日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二十四号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十六年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成二十六年六月五日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成二十六年七月十日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十六年七月十八日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十六年八月十三日とする。